

津波避難マニュアル

平成 26 年 1 月制定

平成 26 年 4 月改訂

国道九四フェリー株式会社

津波避難マニュアル

目次

1. 情報の収集	
(1) 地震・津波に関する収集源	・・・ 3
(2) 旅客への情報提供	・・・ 3
(3) 本船との情報共有	・・・ 4
【情報の伝達経路】	・・・ 4
【非常連絡表】	・・・ 5
※災害時優先電話	災害時優先電話は、災害時に通話等の発信が、優先的に利用できる回線です。
佐賀関営業所	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
三崎営業所	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
2. 地震発生時の陸上社員の対応（佐賀関港及び三崎港）	・・・ 6
(1) 地震情報の提供	・・・ 6
(2) 津波予想が無い場合	
(3) 津波情報が入った場合	・・・ 6
a. 津波到達まで 20 分未満の場合	・・・ 6
b. 津波到達まで 20 分以上の場合	・・・ 7
3. 荷役中の船舶における津波発生時の対応	・・・ 7
(1) 三崎港で荷役中の場合	・・・ 7
a. 津波到達まで 60 分未満	・・・ 7
b. 津波到達まで 60 分以上	・・・ 7
(2) 佐賀関港で荷役中の場合	・・・ 8
a. 津波到達まで 40 分未満	・・・ 8
b. 津波到達まで 40 分以上	・・・ 8
4. 航海中の船舶における津波発生時の対応	・・・ 9
(1) 佐賀関港または三崎港に着岸まで 20 分未満の場合	・・・ 9
(2) 津波到達時間が佐賀関港に着岸後 20 分以上 40 分未満の場合	・・・ 9
(3) 津波到達時間が三崎港に着岸後 20 分以上 60 分未満の場合	・・・ 9
(4) 津波到達時間が佐賀関港に着岸後 40 分以上ある場合	・・・ 10
(5) 津波到達時間が三崎港に着岸後 60 分以上ある場合	・・・ 10
5. 夜間、停泊中の船舶に対する措置	・・・ 10
(1) 三崎港に停泊の場合	・・・ 10
(2) 佐賀関港に停泊の場合	・・・ 10
6. 防災対策本部の設置	・・・ 10
【防災対策組織編成表】	・・・ 11
7. 防災対策組織の要員の職務	・・・ 11・12
8. 食料等の備蓄および防災用非常持ち出し品の備付	・・・ 13

1. 情報の収集

(1) 地震・津波に関する情報の収集源

- a. 大分海上保安部・宇和島海上保安部による「津波注意体制発令」
- b. 自治体の発出する「避難勧告」「避難指示」
- c. 地元消防機関による「避難命令」
- d. 公共放送による「緊急地震速報」「地震速報」「大津波警報」「津波注意報」「津波警報」

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって海岸から離れてください。

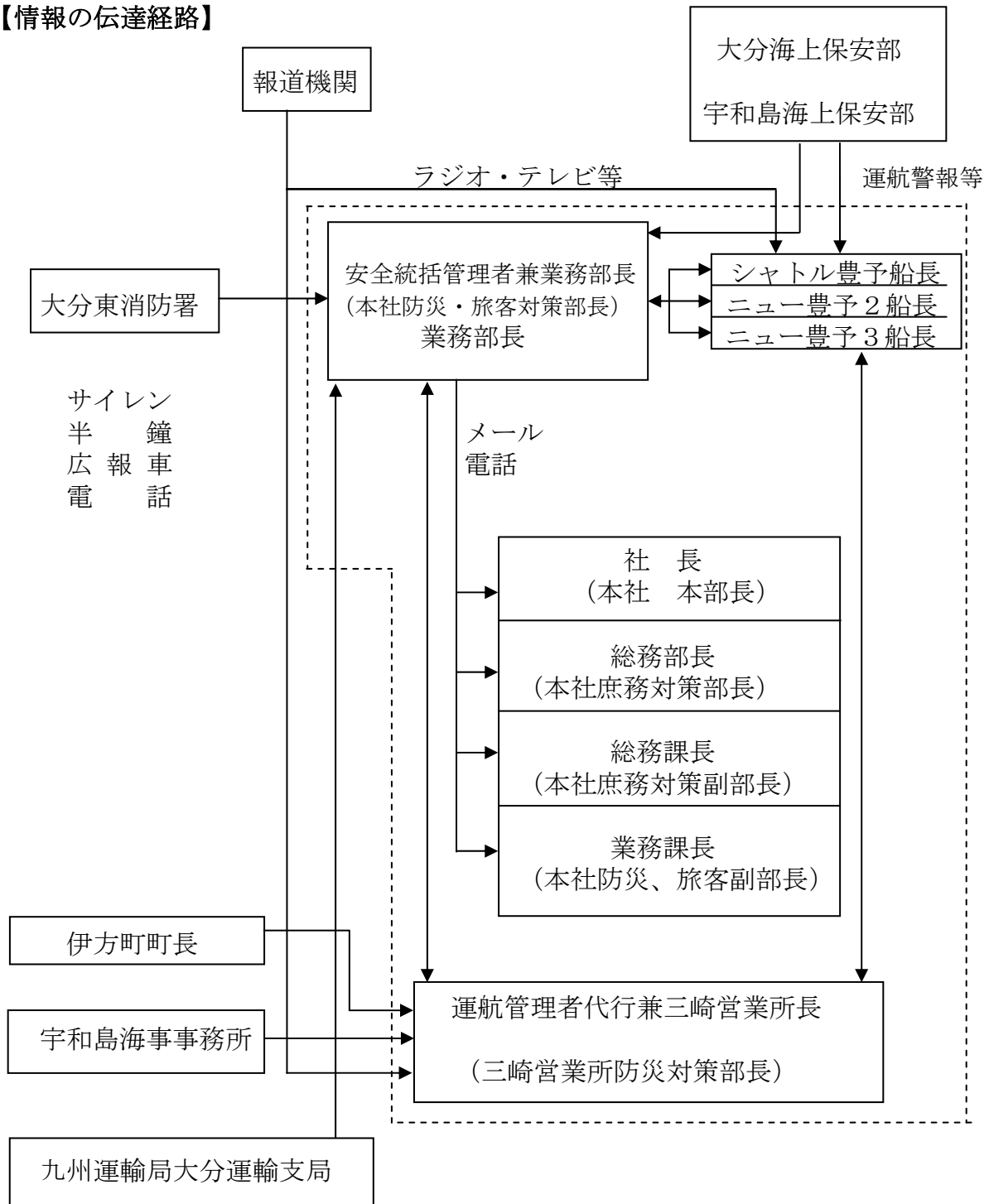
(2) 旅客への情報提供

地震・津波に関する情報の収集および最新化ならびに旅客への情報提供に努める。

(3)本船との情報共有

- a. 情報を入手した場合、担当の陸上社員は、直ちに電話、無線機等により本船の動静（乗組員等の安否確認を含む）を確認するとともに本船との間で情報の共有を図る。
- b. 情報を入手した場合、担当の陸上社員は、直ちに電話、無線機、視認等により待合旅客の待機状況等ターミナルの状況を確認するとともに、陸上社員間で情報の共有を図る。

【情報の伝達経路】



【非常連絡表】

※災害時優先電話

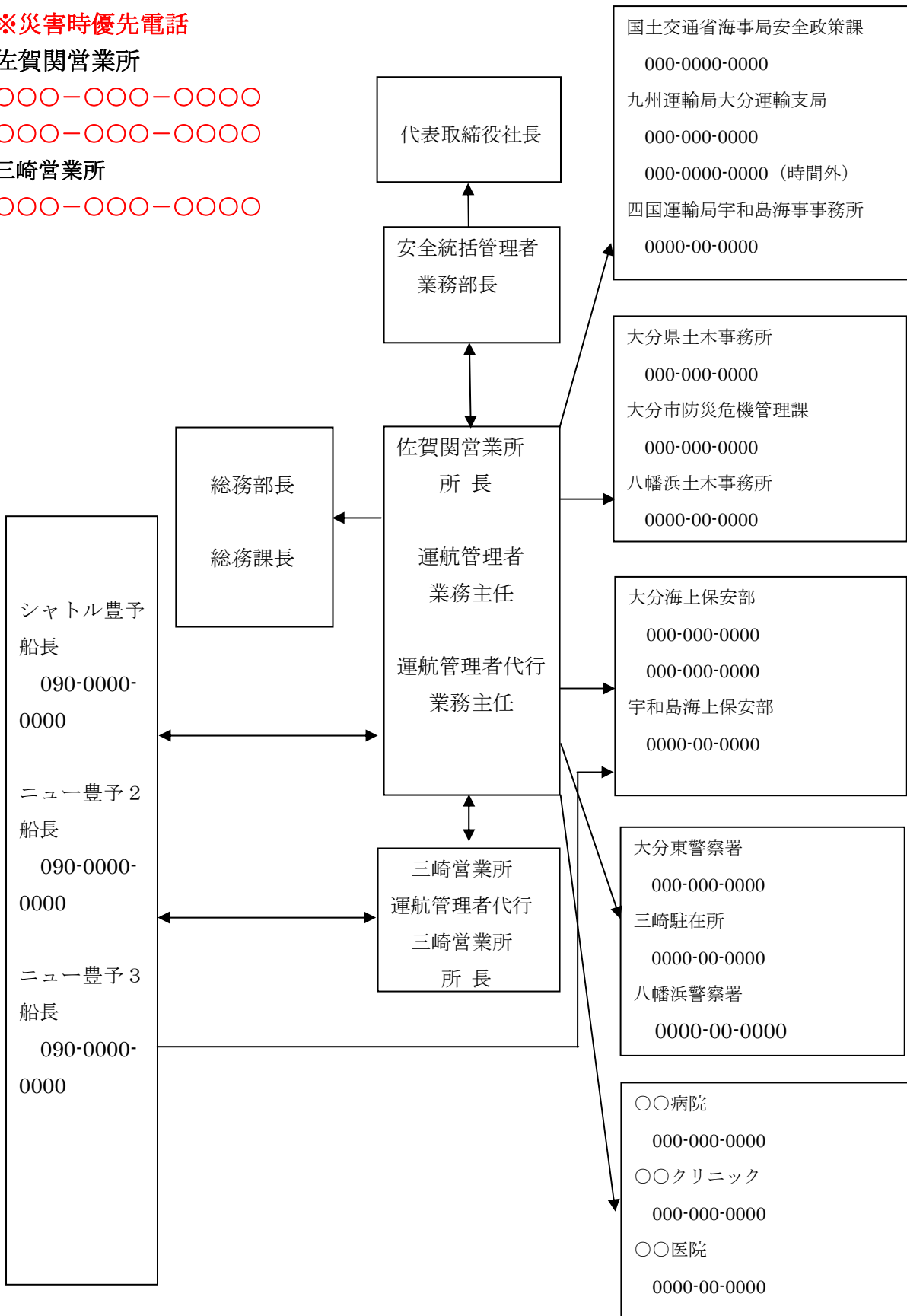
佐賀関営業所

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

三崎営業所

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



2. 地震発生時の陸上社員の対応 (佐賀関港および三崎港)

地震発生時は、身体の安全を図るとともに、大きな揺れが収まった後、ターミナル旅客に対し、案内放送を行い落下物からの身体防護や屋外への飛び出し禁止等の呼びかけをするとともに、パニックの防止に努める。

【案内放送①】

「緊急情報です。緊急情報です。ただ今地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図って下さい。」

(1)地震情報の提供

公共放送等による地震・津波に関する最新情報の収集と旅客への情報提供に努める。

【案内放送②】

「お客様にご案内いたします。ただ今の地震の震源地は〇〇でマグニチュード〇〇でした。当地区の震度は〇〇でした。余震も心配されますのでご注意ください。情報が入り次第お知らせいたします。」

(2)津波予想がない場合

公共放送、海上保安部等による津波に関する最新情報の収集と旅客への情報提供に努める。

【案内放送③】

「お客様にご案内いたします。ただ今の地震による津波の心配は無いようです、しかし余震も想定されますので、ご注意ください。地震情報が入り次第お知らせします。」

(3)津波情報が入った場合

公共放送、海上保安部等による「大津波警報」または「津波警報」を入手した場合、陸上社員はターミナル旅客に対し、津波情報提供および案内放送を行う。

a. 津波到達まで 20 分未満の場合

津波到達まで 20 分未満の場合、陸上社員はターミナル旅客に情報提供するとともに指定避難場所に誘導案内をする。また、荷役中であれば乗船旅客も下船してくるため本船との連絡を取り駐車スペースの確保に努め、下船旅客の避難誘導を行う。

【案内放送④】

「お客様にお知らせいたします。先ほどの地震により〇〇時〇〇分佐賀関沿岸部（三崎港沿岸部）に〇〇メートルの津波警報が発令されました。津波到達まで〇〇分あります。ただ今より切符発売所前に集合してください。指定避難場所まで歩いて4分で行けますので落ち着いて係員の誘導に従ってください。車での避難は渋滞が予想されますので、お車でお越しのお客様も徒歩で避難をお願いします。」

b. 津波到達まで 20 分以上の場合

津波到達まで 20 分以上ある場合、陸上社員はターミナル旅客に情報提供し避難を促すとともに、航海中の船舶が着岸し下船してくるため、本船と連絡をとり駐車場のスペース確保に努め下船旅客の指定避難場所への避難誘導を行う。また、必要に応じてターミナル旅客に付近の避難場所地図を配布する。

【案内放送⑤】

「お客様にお知らせいたします。先ほどの地震により〇〇時〇〇分佐賀関沿岸部（三崎港沿岸部）に〇〇メートルの津波警報が発令されました。津波到達まで〇〇分ありますので、落ち着いて行動して下さい。車で避難される方は港付近の地図を渡しますので必要な方は係員に申し出下さい。

徒歩で避難される方は係員が案内します、切符発売所前に集合して下さい。

※避難経路図 佐賀関港・・・別紙－1 三崎港・・・別紙－2

(4) 避難指示が発令され全員避難する場合

a. 佐賀関および三崎営業所

- ・窓口担当者は、窓口の現金を金庫に収納・施錠し、鍵および別表の緊急持ち出し品を持って避難場所に向かう。
- ・営業所長は、営業所の火元および施錠を確認した後、避難場所に向かう。

b. 総務部

- ・総務部員はレジの現金を金庫に収納・施錠し、鍵および別表の緊急持ち出し品を持って避難場所に向かう。
- ・総務課長は本社ビルの火元および施錠を確認した後、避難場所に向かう。

3. 荷役中の船舶における津波発生時の対応

荷役中に本船のとるべき対応は、津波規模および到達までの時間的余裕に応じて以下のとおりとする。

(1) 三崎港で荷役中の場合

a. 津波到達まで 60 分未満

津波到達想定時間までに指定海域までの航海（40 分）および旅客と車輛の下船（20 分）に必要な作業時間（60 分）が確保できないと見込まれる場合、乗組員は船内旅客の下船誘導案内を行うとともに陸上社員と協力し下船誘導にあたる。下船された旅客は陸上社員が指定避難場所に避難誘導する。本船は旅客の下船を確認後、係留を強化し着岸退避とし船員も指定避難場所に避難する。

【案内放送⑥】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

b. 津波到達まで 60 分以上

津波到達予定時間までに指定海域までの航海（40 分）および旅客と車輛の下船（20 分）に必要な作業時間（60 分以上）が確保できると見込まれる場合、乗組員は船内旅客の下船誘導案内を行うとともに陸上社員と協力し下船誘導にあたる。下船された旅客は陸上社員が指定避難場所に避難誘導する。本船は旅客の下船を確認の上、指定海域に港外退避する。

【案内放送⑦】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

(2) 佐賀関港で荷役中の場合

a. 津波到達まで 40 分未満

津波到達予定時間までに指定海域までの航海（20 分）および旅客と車輛の下船（20 分）に必要な作業時間（40 分）が確保できないと見込まれる場合、乗組員は船内旅客の下船誘導案内を行うとともに陸上社員と協力し下船誘導にあたる。下船された旅客は陸上社員が指定避難場所に避難誘導する。

本船は旅客の下船を確認後、係留を強化し着岸退避とし船員も指定避難場所に避難する。

【案内放送⑧】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

b. 津波到達まで 40 分以上

津波到達予定時間までに指定海域までの航海（20 分）および旅客と車輛の下船（20 分）に必要な作業時間（40 分以上）が確保できると見込まれる場合乗組員は船内旅客の下船誘導案内を行うとともに陸上社員と協力し下船誘導にあたる。下船された旅客は陸上社員が指定避難場所に避難誘導する。

本船は旅客の下船を確認の上、指定海域に港外退避する。

【案内放送⑨】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん

時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

4. 航海中の船舶における津波発生時の対応

航海中に津波が発生した場合の本船の取るべき措置は、津波到達時間と各港に着岸するまでの時間に応じて原則として以下のとおりとするが、最終決定は置かれた状況を総合的に勘案して船長判断とする。

(1) 佐賀関港または三崎港への着岸まで時間が 20 分未満の場合

津波到達時間が佐賀関港または三崎港に着岸するまで 20 分未満の場合には本船は入港しないで最寄の指定海域に避難する。

【案内放送⑩】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。このまま運航して佐賀関港（三崎港）に入港しますと津波に遭遇する可能性がございます。津波回避のため本船は安全な海域に避難します。乗組員一同、安全運航に努めますので、落ち着いて客室内でお過ごし下さいますようお願いいたします。」

(2) 津波到達時間が佐賀関港に着岸後 20 分以上 40 分未満の場合

津波到達時間が佐賀関港に着岸後 20 分以上 40 分未満の場合は、入港後、旅客は車で下船して頂き、船内を確認した後に係留を強化し船員も陸上避難する。

【案内放送⑪】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は佐賀関港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

(3) 津波到達時間が三崎港に着岸後 20 分以上 60 分未満の場合

津波到達時間が三崎港に着岸後 20 分以上 60 分未満の場合は、入港後、旅客は車で下船して頂き、船内を確認した後に係留を強化し船員も陸上避難する。

【案内放送⑫】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は三崎港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が

避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従ってください。」

(4) 津波到達時間が 佐賀関港に着岸後 40 分以上ある場合

津波到達時間が佐賀関港に着岸後 40 分以上ある場合には入港後、旅客は車で下船して頂き、陸上社員に引き継ぐとともに船内を確認した後に指定海域まで港外退避する。

【案内放送⑬】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は佐賀関港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従ってください。」

(5) 津波到達時間が 三崎港に着岸後 60 分以上ある場合

津波到達時間が三崎港に着岸後 60 分以上ある場合には入港後、旅客は車で下船して頂き、陸上社員に引き継ぐとともに船内を確認して指定海域まで港外退避する。

【案内放送⑭】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は三崎港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従ってください。」

5. 夜間、停泊中の船舶に対する措置

(1) 三崎港に停泊の場合

a. 津波到達まで 60 分未満の場合は、係留を強化して指定避難場所に陸上避難する。

b. 津波到達まで 60 分以上ある場合は、指定海域まで港外退避する。

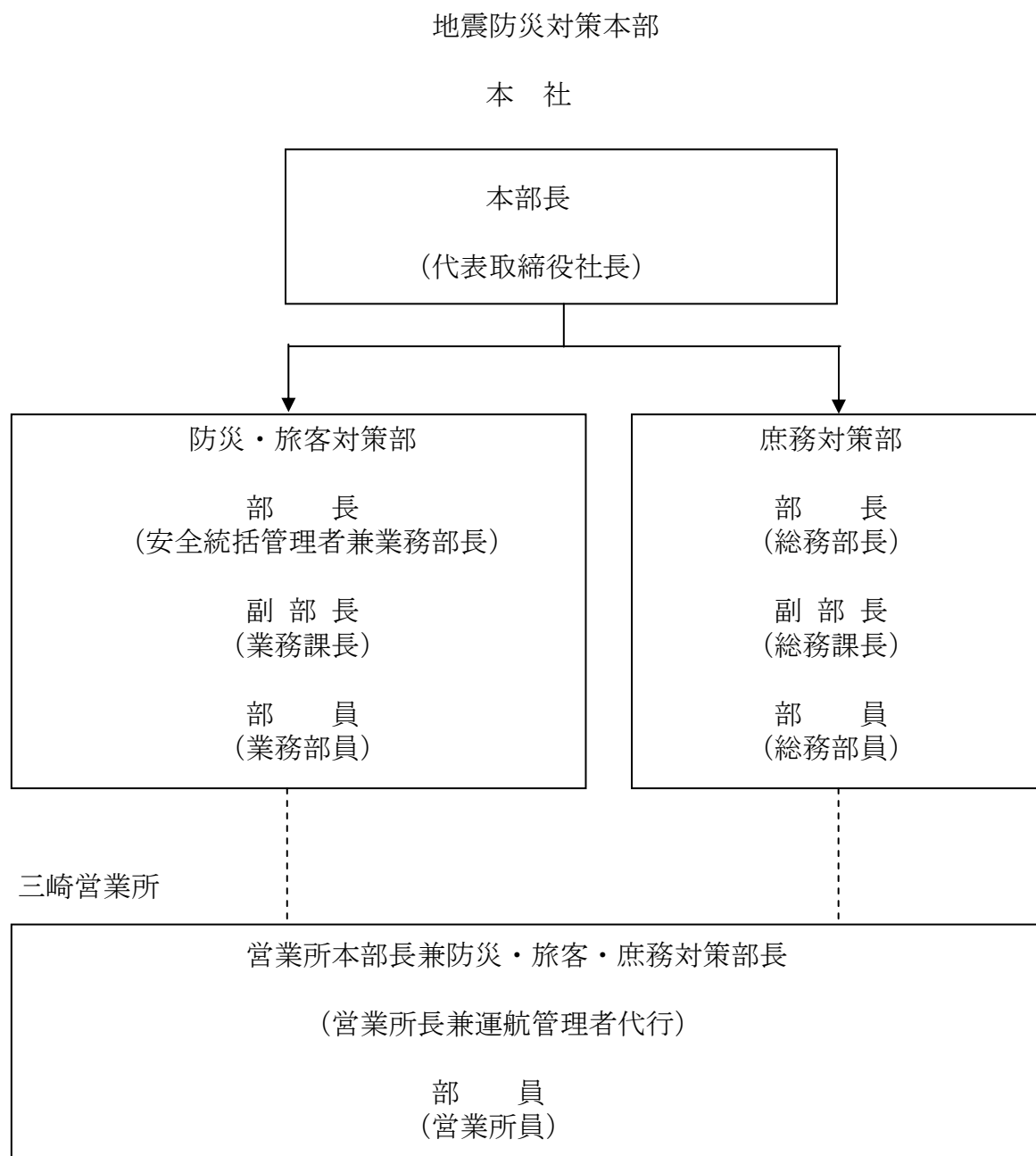
(2) 佐賀関港に停泊の場合

本船の係留を強化し指定避難場所に陸上避難する。

6. 防災対策本部の設置

佐賀関地区・三崎地区において、震度 5 弱または津波警報以上が発せられた場合は防災対策本部を立ち上げ、旅客船ターミナルの陸上社員を班分けし、本船・本社・関係機関との連絡調整、旅客への避難の案内誘導にあたる。

【防災対策組織編成表】



7. 防災対策組織の要員の職務

- (1) 対策本部員は、地震・津波発生時等の場合には、ラジオまたはテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社または三崎営業所に集合するものとする。
(集合判断は震度5弱または津波警報以上が発せられ、対策本部が設置された場合による)
- (2) 津波の危険性が高い地域に住む社員は、第一に余裕を持って家族とともに避難に努める。その後、職場に集合する場合は津波到達予想時間を考慮する。
- (3) 本社本部長または、三崎営業所本部長が不在または連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、「防災対策組織編成表」に明示する権限委任の順位に従い業務に従事することができる者のうち上位の者がその職務を代行する。

【防災対策本部員の職務】

本社・佐賀関営業所

職 名	職 務
本部長	本部長は、地震・津波防災対策の実施方針を定め、その全般を統括し本部員を指揮監督する。
防災対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波等に関連する情報の収集、整理および伝達を行う。 2 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾および海域を含む）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3 船長との連絡を確保し運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりるとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗船待合所の旅客に対し、地震・津波等に関連する情報を伝達周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市町村長等の避難の指示または勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達および周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波防災対策に必要な資機材等の整備、点検および手配を行う。 2 社員の安否確認を行う。 3 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
副部長	部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を補佐する。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け地震・津波防災対策を実施する。

三崎営業所

職 名	職 務
営業所本部長	営業所本部長は、三崎営業所における地震・津波防災対策を統轄し、三崎営業所本部員を指揮・監督する。
営業所防災対策部長	本社防災対策部長の職務のうち当該営業所に係るものを行う。
営業所旅客対策部長	本社旅客対策部長の職務のうち当該営業所に係るものを行う。
営業所庶務対策部長	本社庶務対策部長の職務のうち当該営業所に係るものを行う。
営業所各部員	各部員は、所属部長の命を受け地震・津波防災対策を実施する。

8. 食料等の備蓄および防災用非常持ち出し品の備付

備蓄品および防災用非常持ち出し品については消費期限を過ぎないように、船長および各営業所長が確認を行い随時更新するものとする。

(1) 船舶

緊急時の食料として一船につき9食分を備蓄する。

※売店、自動販売機の在庫も使用する。

(2) 佐賀関

a. 本社ビル3階に緊急時の食料等を備蓄する。

※食料：カップ麺120食・水：120ℓ・毛布20枚・携帯用ガスコンロ
ヤカン・トイレットペーパー・軍手・紙コップ・箸・ペーパー皿・タオル
ガムテープ

b. 佐賀関営業所に防災用非常持ち出し品を備える。

※ラジオ（予備電池）・懐中電灯（予備電池）・救急箱
拡声器（予備電池）・無線機・AED

(3) 三崎営業所

三崎営業所に防災用非常持ち出し品を備える。

※ラジオ（予備電池）・懐中電灯（予備電池）・救急箱
拡声器（予備電池）・無線機・AED

以 上

【緊急持ち出し品 チェック表】

(総務部)

品目	確認	品目	確認
社印			
銀行印			
金庫の鍵			

(業務部)

品目	確認	品目	確認
金庫の鍵 (三崎営業所含)			
事業計画変更申請書			
一括届出許可申請書			

案内放送文例

【案内放送①】

「緊急情報です。緊急情報です。ただ今地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図って下さい。」

【案内放送②】

「お客様にご案内いたします。ただ今の地震の震源地は〇〇でマグニチュード〇〇でした。当地区の震度は〇〇でした。余震も心配されますのでご注意下さい。情報が入り次第お知らせいたします。」

【案内放送③】

「お客様にご案内いたします。ただ今の地震による津波の心配は無いようです、しかし余震も想定されますので、ご注意下さい。地震情報が入り次第お知らせします。」

【案内放送④】

「お客様にお知らせいたします。先ほどの地震により〇〇時〇〇分佐賀関沿岸部（三崎港沿岸部）に〇〇メートルの津波警報が発令されました。津波到達まで〇〇分あります。ただ今より切符発売所前に集合してください。指定避難場所まで歩いて4分で行けますので落ち着いて係員の誘導に従ってください。車での避難は渋滞が予想されますので、お車でお越しのお客様も徒歩で避難をお願いします。」

【案内放送⑤】

「お客様にお知らせいたします。先ほどの地震により〇〇時〇〇分佐賀関沿岸部（三崎港沿岸部）に〇〇メートルの津波警報が発令されました。津波到達まで〇〇分ありますので、落ち着いて行動して下さい。車で避難される方は港付近の地図を渡しますので必要な方は係員に申し出下さい。徒歩で避難される方は係員が案内します、切符発売所前に集合して下さい。

【案内放送⑥】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑦】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑧】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑨】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間がありますので乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑩】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。このまま運航して佐賀関港（三崎港）に入港しますと津波に遭遇する可能性がございます。津波回避のため本船は安全な海域に避難します。

乗組員一同、安全運航に努めますので、落ち着いて客室内でお過ごし下さいますようお願いいたします。」

【案内放送⑪】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は佐賀関港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑫】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は三崎港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑬】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は佐賀関港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

【案内放送⑭】

「お客様にご案内いたします。本船船長の〇〇です。〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇〇の地震が発生しました。この地震により大津波警報が発表されました。津波到達まで〇〇分あります。到達までには、じゅうぶん時間があります。本船は三崎港に入港の後、乗用車のお客様には車にて下船して頂きます。係員の誘導に従い、落ち着いて行動して下さい。下船後は陸上係員が避難場所に案内しますので係員の誘導案内に従って下さい。」

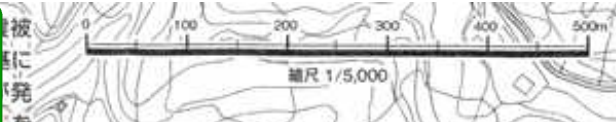
佐賀関港 避難経路図



三崎港 避難経路図



避難場所 1
大西地区
海拔：28m
徒歩：4分
(港から300m)



避難場所 2
三崎中学校
海拔：3.7m
徒歩：9分
(港から500m)



避難場所 3
三崎高等学校
海拔：58m
徒歩：25分
(港から2Km)



海拔10mライン

三崎港

現在地

三崎
中学校

三崎
高等学校

港外退避指定海域

